

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
<b>基本目標 I 配偶者からの暴力を許さない社会づくり</b>								
1	1 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施	配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進	多様な広報媒体を活用した普及啓発	16	県民生活・男女参画課	啓発パンフレットの作成・配布、広報誌、ホームページ、企画展示等による普及啓発を行い、「配偶者からの暴力は許さない」という県民意識の醸成を図る。 関係機関と連携して外国人、障害者、高齢者への情報提供にも努める。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV・デートDV防止啓発パンフレットを作成・配布した。（14,500部・市町村・民間団体等）</li> <li>・ホームページへパンフレット等を掲載し、企画展示（びゅあ総合にて）においても普及啓発を行った。</li> <li>・ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報を掲載し、視覚障害者の方も情報が得られるようになっている。</li> </ul>
2			学習機会等の提供	17	県民生活・男女参画課	配偶者からの暴力の防止に関する啓発講演会や講座を開催し、配偶者からの暴力への理解を深める。 開催について地域に広く情報提供を行う。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民講演会（H27.11.17 会場：びゅあ総合） 講演「暴力という名の支配はなぜ起こるのか～家庭と社会に潜むDV～」 講師 石川結貴さん（作家・ジャーナリスト） 参加者数：約100名</li> <li>・開催パンフレットを広く配布（市町村、民間団体等）し、広報誌等への掲載依頼も行った。</li> </ul>
3				17	びゅあ総合	配偶者からの暴力の防止に関する啓発講演会や講座を開催し、配偶者からの暴力への理解を深める。 開催について地域に広く情報提供を行う。	1	<p>県内のDV被害者支援担当者、警察関係者、弁護士、民間活動団体等を対象とした「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月24日（水） 基調講演「東日本大震災の宮城で、DV・性暴力被害者支援をつづけて」 講師：八幡悦子（NPO法人ハーティ仙台代表理事）</li> <li>・7月2日（木） 実務者研修① 「子どもを守る」 講師：角田広美（県中央児童相談所児童虐待対策幹）</li> <li>・7月2日（木） 実務者研修② 「都留市宝の山での取り組み～里山で子どもたちの生きる力を養う」 講師：千野洋見（FTCアドボカシーセンター相談員）、佐藤洋（都留市産業観光課主査）</li> <li>7月22日（水）実務者研修③④ 「支援者として必要なこと」 講師：鈴木純子（東京都相談員、被害者支援研修講師）</li> </ul> <p>県女性相談所、女性の人権サポート・くろーばーとの共催事業「子どもを守る 母親を守る」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月8日（火） 講演 「DV被害を受けた子どもと母親への支援」 講師：春原由紀（武蔵野大学名誉教授、原宿カウンセリングセンタースタッフ）</li> <li>・報告&amp;ディスカッション 「子どもを守る 母親を守る」 コーディネーター：三井京子（県女性相談所所長） パネリスト：角田広美（県中央児童相談所児童虐待対策幹）、木村輝三（子どもサポート事務局長）、森川茂子（女性の人権サポート・くろーばー代表） アドバイザー：春原由紀（武蔵野大学名誉教授、原宿カウンセリングセンタースタッフ）</li> </ul>
4			地域における普及啓発の促進	17	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に配偶者からの暴力防止に向けた情報提供を行い、地域組織、団体等を通して普及啓発パンフレット等により普及啓発を図る。</li> <li>・市町村等を通じて男女共同参画推進センターの出前講座の活用を図る。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座で、DV防止のためのアウトリーチを行った。</li> <li>・11月3日（火） 講演 「デートDVをなくそう！愛か暴力か、見抜く力があなたを救う」 講師：伏見正江（県立大学看護学部教授） 受講者：双葉中学校生徒</li> </ul>
5	2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実	早期発見に向けた体制づくり	県民への周知等	18	県民生活・男女参画課	県民が被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう、パンフレット等を作成し、周知するとともに、講演会等でも周知する。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報制度に関する内容をホームページに掲載している。</li> <li>・県民講演会や企画展示（びゅあ総合）において通報等の趣旨を周知した。</li> </ul>
6				18	健康増進課	母子保健地域組織である愛育会活動において、被害者の早期発見や未然防止に繋がるよう、普及啓発や情報提供を行う。	1	H28.1.14 家庭の養育力強化研修として実施 108名参加
7			医師その他医療関係者等の適切な対応	19	県民生活・男女参画課	被害者の発見と通報についての法の規定やその趣旨、通報先、相談機関等について、啓発資料を作成し、医師その他の医療関係者等に対し周知する。	1	医療関係者を対象とした啓発資料（保健・医療機関におけるDV被害者対応シート）・DV相談カードを県内医療機関に送付している。
8				19	医務課	被害者の発見と通報についての法の規定やその趣旨、通報先、相談機関等について、啓発資料を作成し、医師その他の医療関係者等に対し周知する。	1	医療関係者を対象とした啓発資料を県内医療機関に送付し、資料を閲覧できる状況を整えている。

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」  
【平成27年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）  
2 一部実施した（同上）  
3 実施しなかった

資料2-3

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況（1,2,3のいずれかを記）	実施状況（件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。）
9				19	県民生活・男女参画課	県医師会、県歯科医師会等に対し、研修会への呼びかけや、資料提供を行う。	1	・実務関係者職員研修会（H27.9.24 会場 びゅあ総合） 講演「DVの理解と支援のために」 講師 中島幸子さん（NPO法人代表） 参加者数：約60名 への参加依頼を送付した。また、デートDV防止啓発パンフレット・相談カードを配布した。
10			教育機関の連携・対応	19	義務教育課	・児童・生徒の虐待からの発見・通報につなげるため、校内の相談体制を確立し、関係機関との連携を強化する。 ・教職員に対し、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性等について周知徹底を図る。	1	・H27.5.14 生徒指導担当者会 270名参加 ・H27.6.2 校長研修会 350名参加 ・H27.6.9 教頭研修会 370名参加 ・H27.11.13 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催） において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。
11				19	高校教育課	・児童・生徒の虐待からの発見・通報につなげるため、校内の相談体制を確立し、関係機関との連携を強化する。 ・教職員に対し、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性等について周知徹底を図る。	1	・生徒指導主事研究協議会において資料を配付し、虐待防止やDV防止に関する留意事項や特性について学校での周知徹底を図ることを指導した。 ・配置SC、要請SC、SSWの活用について周知し、計画に基づいて活動したり、必要に応じて派遣したりして、支援を行った。
12			地域・住民に身近な機関による見守り	19	県民生活・男女参画課	市町村をはじめ保健所・民生・児童委員等に対し、啓発資料の配付及び研修会等への呼びかけを行う等、暴力の未然防止、被害の早期発見への協力を働きかける。	1	市町村・保健所・民生児童委員等に啓発パンフレット・相談カード等を配布した。また、県民講演会・実務関係者職員研修会への参加呼びかけを行った。
13				19	健康増進課	市町村や保健所における公衆衛生関係者を対象とした研修会等で情報提供を行い、配偶者からの暴力被害を早期発見、支援ができるよう周知する。	1	母子保健従事者研修会、保健所母子保健担当者会議を通じて情報提供を行った。
14			見守り体制づくりに向けた連携	19	県民生活・男女参画課	配偶者からの暴力の未然防止、早期発見から相談・支援へのつなげていくため、関係機関連絡協議会や研修会等で市町村・保健所・民生・児童委員等との連携強化に努める。	1	関係機関連絡協議会（H27.9.8 会場 県庁防災新館409会議室） 参加者計42名 及び実務関係者職員研修会・県民講演会等を通じて連携強化に努めた。
15		通報への適切な対応	配偶者暴力相談支援センターの対応	20	びゅあ総合	・通報があった場合は、配偶者暴力相談支援センターに関する情報教示への協力を求め、被害者に危険が急迫している場合は、警察と連携して被害者の安全確保を図ります。 ・児童虐待と思われる場合は、児童相談所等と連携し、高齢者・障害者虐待と思われる場合は、市町村と連携し支援を行う。 ・医療関係者からの通報に対しては、医療関係者と連携して相談に応じる。	1	通報があった場合は、警察及び関係機関と連携を図り、安全確保を行った。（4件） 児童虐待及びその他の虐待と思われる場合は、市町村や関係機関とすみやかに連携し支援を行った。
16				20	女性相談所	・通報があった場合は、配偶者暴力相談支援センターに関する情報教示への協力を求め、被害者に危険が急迫している場合は、警察と連携して被害者の安全確保を図ります。 ・児童虐待と思われる場合は、児童相談所等と連携し、高齢者・障害者虐待と思われる場合は、市町村と連携し支援を行う。 ・医療関係者からの通報に対しては、医療関係者と連携して相談に応じる。	1	・被害の状況を確認し、被害者の安全を確保するために、警察及び民間シェルターと連携し、被害の防止のための措置を実施している。 ・児童虐待に当たる事例については児童相談所と連携し、相互に相談支援を行っている。 ・本人の意志のもとに医療機関からの連絡を受け、状況により医療機関に出向き、相談に応じている。退院後も継続して支援を行っている。
17			警察の対応	20	警察本部	・県・市町村関係部署等あらゆる関係機関と連携し、被害者の発見活動を推進します。 ・通報・パトロール等により、配偶者からの暴力を認知した場合は、関係法令に基づき、「暴力の抑制」「被害者の保護」「被害発生防止」「事件化」のために必要な措置を講ずる。 ・被害相談を受けた際は「危険性判断チェック票」を活用する。	1	・女性相談所に女性警察官を派遣するなど、女性相談所、市町村との情報共有、連携を強化し、被害者の保護対策を図った。 ・DV相談受理時は、組織的な対応を図るとともに、ココセコム等の保護対策機器や一時避難のための公的負担制度などの新規導入を図った。
18	3 未然防止対策としての若年層への教育・啓発の充実	暴力の未然防止に向けた理解の促進	若年層に対する啓発の推進	21	県民生活・男女参画課	大学生や高校生等若年層を対象としたパンフレットの配布や男女共同参画推進センターにおける講座を関係機関等と協力して行う等、暴力防止に向け、正しい理解の促進を図る。	1	・高校・大学等へデートDV防止啓発パンフレットを作成・配布した。
19				21	びゅあ総合	大学生や高校生等若年層を対象としたパンフレットの配布や男女共同参画推進センターにおける講座を関係機関等と協力して行う等、暴力防止に向け、正しい理解の促進を図る。	1	学校等で出前講座を開催し、若年層への暴力防止啓発をおこなった。 ・出前講座「いのちの学習」（15回）講師：山梨県助産師会 ・出前講座「誕生学」（6回）

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」  
【平成27年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）  
2 一部実施した（同上）  
3 実施しなかった

資料 2 - 3

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
20				21	女性相談所	関係機関からの要請に応じ、講師派遣を行うとともに、情報提供等により未然防止のための情報提供を行う。	1	・関係機関からの要請に応じ講師派遣を行い、未然防止のための情報提供を行っている。
21				21	医務課	将来看護師を目指す若者への普及啓発は、学校養成所に対し、配偶者からの暴力に関するパンフレット等の配布等を行い、更なる普及に努める。	1	看護関係者を対象とし、啓発資料を送付し、資料を閲覧できる状況を整えている。
22			保護者への理解の促進	21	高校教育課	通報や広報等を通じて、保護者に交際相手からの暴力を中心とした情報提供を行い、理解の促進を図る。	1	県民生活・男女参画課と連携を図り、デートDVに関する相談方法や、情報提供等に関する資料として、パンフレットやちらしを準備し、PTA総会や、三者懇談時に配付した。
23			教職員を対象とした研修会の開催	22	高校教育課	教職員を対象として「いじめ、暴力、人権問題等」に関する研修会を実施し、さまざまな人権問題に対する理解を深める。	1	教頭会、生徒指導主事研究協議会等において、いじめに関連する研修会を実施するなど、あらゆる場面を生かして、担当教職員へ生徒一人ひとりを大切に教育の実施について要請した。
24				22	県民生活・男女参画課	教職員向け研修会の開催により、学校等における交際相手からの暴力被害の未然防止を図るとともに、各学校での講座の開催について働きかけを行う。	1	・教職員研修会（H27.8.19 会場：びゅあ総合） テーマ「若い男女間でおこる暴力～デートDVってなに？～」 講師 吉祥真佐緒 氏（アウェア） 参加者数：約40名
25		学校における教育等の実施	人権教育等の実施	22	義務教育課	・児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく一人ひとりを大切に教育を実施する。 ・いじめ問題等の権利侵害問題が、将来の配偶者からの暴力問題につながるような「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施する。 ・相手を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施する。	1	・H27.5.14 生徒指導担当者会 270名参加 ・H27.6.2 校長研修会 350名参加 ・H27.6.9 教頭研修会 370名参加 ・H27.11.13 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催） において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。 ・魅力ある道徳の授業づくり研修を年4回実施した。
26				22	高校教育課	・児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく一人ひとりを大切に教育を実施する。 ・いじめ問題等の権利侵害問題が、将来の配偶者からの暴力問題につながるような「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施する。 ・相手を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施する。	1	・LHRや生徒指導部主催の講演会などで人権尊重意識を高める取組を実施した。 ・「薬物乱用防止教室」「交通講話」を必須開催としていることから、少なくとも1回は、各学校で全校生徒を対象にした講習会等を実施している。命の尊さや、生き方について、交通事故で亡くなった方の遺族を招いて講演会を実施した高校もあった。 ・道徳教材の活用について、生徒指導主事研究協議会において周知した。
27			情報モラル教育の推進	22	義務教育課	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うため、携帯電話やインターネットに関わる情報モラル教育を推進する。	1	H27.5.14 小・中学校生徒指導主事研修会（270名） H28.2.9 中学校生徒指導主事研修会（100名） において、情報モラルに関する現状と課題、その対策について研修を行った。
28				22	高校教育課	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うため、携帯電話やインターネットに関わる情報モラル教育を推進する。	1	生徒を対象とした生徒指導に関する研修会・講演会において、スマートフォンの使い方と危険の回避に関する取組について指導した。ほとんどの高校で県民生活センターや警察と連携をとり、サイバー犯罪に関する安全教室を実施した。
29			人権侵害の早期発見に向けた取組	22	義務教育課	いじめ調査を実施し、実態的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組む。	1	・1学期末及び、2学期末において、児童生徒の生徒指導上の諸問題に関する状況（暴力行為、いじめ）を把握し、今後の生徒指導等の参考とするため、「公立の小中学校及び中学校における次の生徒指導上の諸問題に関する調査」を依頼し、調査を行った。
30				22	高校教育課	いじめ調査を実施し、実態的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組む。	1	いじめ実態調査を年間3回実施しており、その都度必要に応じて、早期に対応をする体制ができています。平成26年よりいじめ問題に対峙するための県の組織の運用が始まっている。山梨県いじめ問題対策連絡協議会は年2回実施。山梨県立学校いじめ問題対策委員会は年間3回実施。山梨県いじめ問題調査会は1回実施。
<b>基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実</b>								
31	4 安心して相談できる環境の整備	相談につなげる体制整備		23	県民生活・男女参画課	配偶者暴力相談支援センターの窓口等についてリーフレット・ホームページで広く情報提供を行うほか、市町村等と連携して相談窓口について広く周知し、早期相談を呼びかける。	1	・啓発パンフレット・相談カードを各関係機関等に配布した。また、ホームページへも情報を掲載している。 ・市町村担当者研修会において周知を依頼した。

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」  
【平成27年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）  
2 一部実施した（同上）  
3 実施しなかった

資料 2 - 3

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
32	配偶者暴力支援センターの機能強化		相談窓口の周知・広報	23	子育て支援課	配偶者暴力相談支援センターの窓口等についてリーフレット・ホームページ等で広く情報提供を行うほか、市町村等と連携して相談窓口について広く周知し、早期相談を呼びかける。	1	作成したリーフレットを研修会等を利用し、配布するとともに、設置場所への補充を行った。 市町村等関係機関の実務担当者を対象に開催した実務者会議において、相談窓口周知について協力体制の確認を行った。
33			23	県民生活・男女参画課	被害者が手に取りやすい場所へDV相談カードの設置を進めるなど、相談窓口の情報提供を行うとともに、外国人や障害者に対しても、適切な情報提供ができるよう引き続き努める。	1	・相談カードを各関係機関等に配布した。 ・ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報掲載。視覚障害者の方も情報が得られるようになっている。	
34			相談体制の整備	24	びゅあ総合	性別を問わず被害者に関する相談に応ずるとともに、市町村等からの相談対応等広域的・専門的な支援を行う等中心的役割を果たす施設として、被害者の安全確保対策を講ずる。	1	性別を問わず被害者に関する相談に応ずるとともに、市町村等からの相談対応等広域的・専門的な支援を行う等中心的役割を果たす施設として、被害者の安全確保対策を講じた。 なお、男性から相談があった場合には、びゅあ富士の男性相談窓口を紹介した。
35			24	女性相談所	性別を問わず被害者に関する相談に応ずるとともに、市町村等からの相談対応等広域的・専門的な支援を行う等中心的役割を果たす施設として、被害者の安全確保対策を講ずる。	1	・性別を問わず被害者に関する相談に応じ、市町村等からの相談対応等広域的・専門的な支援を行う等中心的な役割を果たす施設として、被害者の安全確保対策を講じている。	
36			24	女性相談所	中心的な配偶者暴力相談支援センターとして、びゅあ総合・市町村窓口等と連携し、被害者支援、処遇困難事例への対応、関係機関との連携など、総合調整機能の充実を図る。	1	・びゅあ総合や市町村など関係機関と連携した支援を行っている。びゅあ総合や関係市町村の担当者とともに研修会を行うなど相談体制整備のため調整を行っている。また、困難事例には、アドバイザーの助言を得ている。	
37			男性も相談しやすい環境整備	24	びゅあ総合	男女共同参画に関する男性専用の総合相談窓口を開設し、電話相談を行う。	1	びゅあ富士において男性専用の電話による総合相談を行った。 一般相談件数 14件 DV相談件数 1件
38			24	女性相談所	男性被害者の相談について、「男性に対する相談体制整備マニュアル」の活用を行うとともに、研修参加の機会を設ける等、婦人相談員等の対応向上に努める。県のホームページ等で男性被害相談の対応について周知する。	1	・「男性に対する相談体制整備マニュアル」の活用及び研修会への参加の機会等を設け、婦人相談員の対応向上に努めている。 ・ホームページやリーフレット等で性差なく相談できるように周知している。	
39			災害時に向けた体制整備	24	県民生活・男女参画課	災害時においても相談窓口が周知されるよう、県ホームページで周知を行うとともに、各避難所においても周知が図れるよう市町村に働きかける。	1	・ホームページへ情報を掲載している。 ・市町村担当者研修会で周知を依頼した。
40			24	子育て支援課	災害時においても相談窓口が周知されるよう、県ホームページで周知を行うとともに、各避難所においても周知が図れるよう市町村に働きかける。	1	災害時対応について確認等を行った。今後、市町村とも連携を図り、より積極的な周知を行っていく。	
41			県関係機関との連携強化	24	びゅあ総合	心身のケアや一時保護が必要な相談者には、十分な配慮のもと、女性相談所に引き継ぐ。	1	一時保護に至るまでの相談はなかったが、一時保護が必要であると判断される相談者については、十分な配慮のもと女性相談所に引き継いだ。
42			24	県民生活・男女参画課	配偶者からの暴力に関する相談があった場合には、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等と連携をとり、適切に対応する。	1	・電話相談受理後、配暴センターへ速やかに照会し、適切に対応した。	
43			24	子育て支援課	配偶者からの暴力に関する相談があった場合には、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等と連携をとり、適切に対応する。	1	相談内容によって、適宜関係機関と連携をとり、対応にあたっている。	
44			24	障害福祉課	配偶者からの暴力に関する相談があった場合には、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等と連携をとり、適切に対応する。	1	・精神保健福祉センターでは、配偶者からの暴力に関する相談（11件）に対して適切なメンタルケアを行うとともに、必要に応じて関係機関へ繋げた。	

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」  
【平成27年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）  
2 一部実施した（同上）  
3 実施しなかった

資料 2 - 3

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
45			婦人相談員等による適切な支援	25	びゅあ総合	・婦人相談員等は、「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」の活用を行うとともに、被害者自らの問題解決にあたって必要な情報提供や適切な助言を行う。 ・婦人相談員等は専門研修等に多く参加し、十分な知識の習得に努め、相談対応や支援に活かす。 ・婦人相談員等は市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努める。	1	相談員は、 ・「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」に基づいた援助を行うとともに、被害者自らが選択決定する問題解決にあたって必要な情報提供や適切な助言を行った。 ・適切な相談対応や支援が行えるよう内閣府や各機関等が主催する各種研修会に参加し、知識の習得に努めた。 ・市町村など他の相談機関に相談した被害者を支援するため、当該機関との連携に努めた。 ・市町村や他の相談機関と連携し、他県に避難する被害者や他県から避難してきた被害者を適切に支援した。
46			婦人相談員等による適切な支援	25	女性相談所	・婦人相談員等は、「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」の活用を行うとともに、被害者自らの問題解決にあたって必要な情報提供や適切な助言を行う。 ・婦人相談員等は専門研修等に多く参加し、十分な知識の習得に努め、相談対応や支援に活かす。 ・婦人相談員等は市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努める。	1	・「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」を活用し、必要な情報提供や助言を行っている。 ・研修会等により対応能力の向上に努めている。また、処遇検討会等により、情報の共有化、対応や支援の方向性の検討を行っている。 ・市町村などの他の相談機関と連携し、被害者支援を行っている。
47		警察における支援	被害者が相談しやすい環境の整備	26	警察本部	被害者の負担を軽減し、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等により、被害者が相談しやすい環境整備に努める。	1	・被害者の負担を軽減し、二次被害を与えないよう勤めるとともに、24時間相談受理可能な警察安全相談電話の受理体制の整備を図った。
48			関係機関との連携	26	警察本部	配偶者からの暴力に係る相談等に対応した場合、被害者に子どもがいるときには、児童相談所等の関係機関と連携し、保護措置等を行う。	1	被害者からの暴力に係る相談等に対応した場合、子どもの面前での暴力が確認できれば、児童虐待事案として認知して積極的に児童相談所へ通告し、場合によっては児童の一時保護等を行うなど、児童相談所や市町村等の関係機関との連携を図った。
49			各種措置の検討・実施	26	警察本部	・暴力が行われていると認められた場合は、自衛措置や関係機関等の紹介、加害者に対する検挙・指導警告等警察が取り得る各種措置について、被害者に教示する。 ・刑罰法令等に抵触する場合は、検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、危険性がある場合は、被害届の提出を働きかけ、被害の再発防止措置を講ずる。また、加害者への指導警告等を実施する。 ・加害者からのつきまとい行為等がある場合は、ストーカー規制法による措置を講ずる。	1	・暴力が行われていると認められた場合は、緊急時の110番通報や自衛手段の教示のほか、関係機関等の照会、加害者に対する指導、警告等、警察が取り得る各種措置について、被害者の状況に応じて教示した。 ・加害者から復縁を求めた、つきまとい等の行為がある場合はストーカー行為等の規制等に関する法律を適用し、禁止命令、文書警告など厳正な措置を講じた。 ・刑罰法令等に抵触する場合は、検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、危険性がある場合は、被害届の提出を働きかけ、相手方を検挙し、被害の再発防止措置を講じた。また、加害者への指導警告等を実施した。
50			援助の申し出への対応	27	警察本部	・被害者から援助を受けたい旨の申し出を受けた場合には、必要な援助を行う。 ・生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行う。	1	・被害者から援助を受けたい旨の申し出を受けた場合は、組織的な対応を図り、必要な措置を講じた。 ・生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じて、避難、通院、カウンセリング等の紹介等、必要な援助を行った。
51		地域における相談体制の整備	市町村等相談窓口の充実	27	県民生活・男女参画課	・市町村の相談窓口を周知し、設置を働きかけるとともに、情報提供等を行い、窓口充実のための支援を行う。	1	啓発パンフレット・相談カード・ホームページ等により周知を図る一方、市町村担当者研修会や実務関係者職員研修会において相談窓口の重要性を説明し、設置・充実を推進した。
52				27	子育て支援課	・市町村の相談窓口を周知し、設置を働きかけるとともに、情報提供等を行い、窓口充実のための支援を行う。	1	あらゆる機会を通じ、市町村の相談窓口設置やその役割の重要性について、周知している。
53				27	健康増進課	・市町村や保健所等、地域の福祉部門が相談を受けた場合に、適切な助言と対応ができるよう、関係者に周知する。	1	母子保健従事者研修会、保健所母子保健担当者会議を通じて情報提供を行った。
54				27	女性相談所	「DV被害者相談マニュアル」の見直し検討を行い、市町村等で相談に携わる関係者で共有し活用する。	1	・「DV被害者相談マニュアル」の見直しについて、市町村等関係者の声を聞きながら進めている。
55	5 外国人・障害者・高齢者への配慮	外国人・障害者・高齢者への対応の充実	相談につなげる体制整備	28	健康長寿推進課	高齢者の総合相談を行う市町村・地域包括支援センター及び障害者虐待相談等を行う市町村・市町村障害者虐待防止センターについて、広く周知し、早期相談を呼びかける。	1	県ホームページを通じて広く周知するとともに、「高齢者いきいきライフパートナー養成研修」（H28年3月14日、22日、28日）の受講者に対して直接周知を行い、早期相談を呼びかけた。
56				28	障害福祉課	高齢者の総合相談を行う市町村・地域包括支援センター及び障害者虐待相談等を行う市町村・市町村障害者虐待防止センターについて、広く周知し、早期相談を呼びかける。	1	・啓発リーフレットを作成し、障害者関係市町村・法務局・労働・企業等を通じて広く県民に周知した。

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」  
【平成27年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）  
2 一部実施した（同上）  
3 実施しなかった

資料 2 - 3

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)			
57				28	県民生活・男女参画課	県ホームページで外国人を対象としたパンフレット等を掲載し、相談窓口の周知を図る。	1	ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報を掲載して周知を図っている。			
58				28	子育て支援課	県ホームページで外国人を対象としたパンフレット等を掲載し、相談窓口の周知を図る。	1	相談窓口周知に努めている。今後もより効果的な外国人向けの周知方法等を検討していく。			
59				28	女性相談所	外国人からの相談に対応するために通訳の確保を行うほか、入国管理局と連携を図る等適切な対応を行う。	1	・外国人からの相談に対応するために通訳の確保を行っている。必要に応じ入国管理局と連携を図っている。 ・外国人向けにHPで4カ国語で窓口案内を掲載している。			
60				28	県民生活・男女参画課	障害者・高齢者等への支援を行っている機関に対して、様々な情報提供や研修会への参加を促し、配偶者からの暴力への理解促進を図る。	1	精神保健福祉センターへ関係者連絡協議会において情報を提供したり、実務職員研修会等への参加を呼びかけている。			
61				29	びゅあ総合	被害者が高齢者または障害者虐待に当たる場合には、市町村と連携を図ります。	1	被害者が高齢者または障害者虐待に当たる場合には、市町村の家庭相談員等を通じて地域包括支援センターや障害者支援部署と連携を図った。			
62				29	女性相談所	被害者が高齢者または障害者虐待に当たる場合には、市町村と連携を図ります。	1	・被害者が高齢者または障害者虐待に当たる場合には、市町村と連携を図っている。			
63				29	健康長寿推進課	高齢者及び障害者が適切な支援を受けられるよう市町村・地域包括支援センター・市町村障害者虐待防止センターと連携し、配偶者暴力防止法の活用も視野に入れた対応の検討を行うよう周知徹底する。	1	市町村・地域包括支援センター職員を対象とした「高齢者虐待対応研修会」（管理職対象：H28.2.16開催 参加者23名、一般職対象：H28.3.2開催 参加者40名）を開催し、事例検討等を通じ、高齢者への適切な支援の必要性について周知を行った。			
64				29	障害福祉課	高齢者及び障害者が適切な支援を受けられるよう市町村・地域包括支援センター・市町村障害者虐待防止センターと連携し、配偶者暴力防止法の活用も視野に入れた対応の検討を行うよう周知徹底する。	1	・啓発リーフレットを作成し、障害者関係市町村・法務局・労働・企業等を通じて広く県民に周知した。			
65				6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	緊急時における安全の確保	連絡体制の整備	30	びゅあ総合	被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、一時保護所や警察等とあらかじめ協議し、連絡体制を明確化する。	1	被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、警察、市町村、女性相談所、被害者支援センター、弁護士等とあらかじめ協議し、安全を確保した。
66				30			女性相談所	被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、一時保護所や警察等とあらかじめ協議し、連絡体制を明確化する。	1	・緊急性のある被害者及び同伴する家族について、休日・夜間を含めた連携・連絡体制を確立し、警察や一時保護所と連絡を取り合い、安全の確認をしている。警察から保護依頼があった場合は、警察の同行を依頼している。	
67	30	女性相談所	・加害者から危害を加えられるおそれが高い場合は、警察と連携して警戒措置を講ずるなど、被害者の保護を図る。 ・市町村に対して、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全確保について検討が行われるよう働きかける。	1			・危害が加えられる怖れが高い場合、相談者には、警察に相談し安全確保が図れるよう情報提供するとともに、警察に警戒措置を依頼するなど、連携した対応を行っている。 ・市町村からの被害者等について相談が寄せられた場合は、女性相談所へ相談に来所する際の同行を依頼している。必要に応じて安全な居住先の確保等を依頼している。 ・市町村担当者の研修会においても緊急時の被害者等の安全確保について働きかけをしている。				
68	一時保護体制の充実	一時保護機能の充実	31	女性相談所	・夜間・休日を問わず、速やかに被害者保護の体制を整えるとともに、福祉事務所・警察等関係機関と緊密な連携を図る。また、必要に応じて民間シェルター等への一時保護委託を円滑に実施する。 ・入所者の疾病や心身の健康状態に応じて、医学的・心理的な援助を行うことができる職員を配置し、職員が連携して問題の整理・解決を図る。 ・被害者への支援が途切れることがないよう配慮するため、一時保護における自立支援プログラムを作成し、自立支援を進める。また、関係機関による会議等を行い、自立支援に向けた迅速な対応を行う。	1	・夜間・休日の一時保護については、警察等関係機関と連絡を取り、連携して相談者の安全の確保や支援を行っている。また、必要に応じて、福祉事務所、警察等関係機関と連絡を取り、連携した安全確保や支援を行っている。他県の母子生活支援施設への入所や民家のシェルターへの一時保護委託もを行っている。 ・入所者の健康状態について保健師が入所時に面接相談を実施して、健康情報を整理し、必要に応じて保健指導、精神科医、心理士の面接相談を行うなど職員が連携して対応に当たっている。 ・自立支援プログラムについては、計画的な支援を行うため、必要なケースに試行した。自立支援に向けた関係機関による会議等を行い対応している。				
69					31	女性相談所	被害者や同伴する家族に対して、精神科医による相談や助言を勧めるとともに、母子の心理ケアプログラムの導入について検討していく。また、医療機関受診時には同行支援を行う。	1	・被害者や同伴する家族に対し、精神科医や心理士による相談や助言の機会を勧められている。母への養育支援などを含めたケアを行っている。母子の心理ケアプログラムの導入については、必要ケースに試行し、検討段階である。また、医療機関受診時には、同行支援を行っている。		

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」  
【平成27年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）  
2 一部実施した（同上）  
3 実施しなかった

資料 2 - 3

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
70				31	女性相談所	こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターは、必要に応じて連携をとり、被害者の心身の発達に向けた支援等の充実を図る。	1	・こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センター等と必要に応じて連携している。また、精神科医及び心理士と連携し、被害者の心身の安定に向けた支援の充実を図っている。
71				31	障害福祉課	こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターは、必要に応じて連携をとり、被害者の心身の安定に向けた支援等の充実を図る。	1	・配偶者からの暴力に関するケースに対し、継続したメンタルケアを行うとともに、必要に応じて医療機関を紹介するなど、被害者の心理的な安定に向けた支援を行った。
72			同伴する子どもへの支援の充実	31	女性相談所	あらかじめ児童相談所と緊密に連携を取り、被害者が同伴する子どもについて、適切に対応する。	1	・同伴する子どもについて、児童相談所と連携を図っている。また、必要に応じて被害者への養育指導の一環として、精神科医、心理士の面接相談を行うなど職員が連携して対応に当たっている。
73				31	女性相談所	関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整える。	1	・同伴する子どもについて、児童相談所と連携を図るなどし、必要に応じて学習支援を行っている。
74				31	義務教育課	関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整える。	1	児童相談所等の関係機関と連携を図り、学習、生活指導等を行うよう指導している。
75				31	高校教育課	関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整える。	1	・県民生活・男女参画課と連携を図り、相談方法や情報提供を受け、生徒指導主事研究協議会を通じて周知した。 ・SSWを活用し、生活環境の面からの支援を行った。
76			広域的連携の実施	31	女性相談所	一時保護、婦人保護施設及び母子生活支援施設等の利用が円滑に行えるよう、都道府県域を超えた広域的連携を図る。	1	・関係機関と連携を図り、一時保護、婦人保護施設及び母子生活支援施設等の利用が円滑に行えるよう、都道府県域を超えた広域的連携を図っている。
77	7 保護命令に対する適切な支援と対応	保護命令制度への対応	配偶者暴力相談支援センターの対応	32	びゅあ総合	保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行う等、被害者を支援する。	1	被害者の状況に応じて、保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行うなど、円滑な制度の活用に向けた支援を行った。保護命令の情報提供（5件）、保護命令発令（1件）
78				32	女性相談所	保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行う等、被害者を支援する。	1	・保護命令について、DV相談者に情報提供及び助言をしている。申立書、陳述書記述の支援、申立時の同行支援を行っている。
79				32	女性相談所	必要に応じて裁判所への同支援を行うほか、保護命令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図る。	1	・必要に応じて裁判所に同行し、被害者の安全確保のため警察と連携を図っている。
80			警察の対応	33	警察本部	・裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡をとり、被害者保護を徹底する。また、危害防止の留意事項及び緊急時通報等について教示するとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携のうえ被害者の安全確保を図る。 ・保護命令に係る情報を迅速に確認できる体制を整備し、関係警察職員にも情報を周知し、必要な措置を講ずる。 ・事案の特徴、警察の取り得る措置等を分かりやすく説明した上で、被害者の意思決定を支援する。	1	・裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合は、速やかに被害者に連絡し、被害者保護を徹底するとともに、危害防止の留意事項、緊急時の通報等について教示して連携を図った。 ・県下全警察署に対し、保護命令の内容、被害者の保護対策についての文書を発出して周知を図り、関係者が県外に居住している場合は、県間連絡を実施して、関係者の安全確保を図った。 ・事案の特徴、警察の取り得る措置等を分かり易く説明した上で、被害者から意思決定書を徴し、要望に応じた支援を実施した。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)		
<b>基本目標Ⅲ 自立支援の充実</b>										
81	8 被害者への総合的な支援	福祉制度を活用した支援の実施	各種福祉制度の活用	34	子育て支援課	・福祉事務所は被害者の安全確保に留意しながら、母子生活支援施設における保護、生活保護の適切な適用を行い、被害者の自立を支援する。 ・母子自立支援員は、就業や生活の相談に応じるとともに、母子家庭等自立支援給付金や母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行う。	1	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護、生活保護の適切な適用を行っている。母子・父子自立支援員は、就業や生活の相談に応じるとともに、母子（父子）家庭自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行っている。		
82				34	びゅあ総合	関係機関と連携し、被害者の状況に応じ活用できる福祉制度について情報提供を行う。	1	市町村や関係機関と連携して、被害者の状況に応じ活用できる福祉制度について情報提供を行った。		
83				34	女性相談所	関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整える。連携し、被害者の状況に応じ活用できる福祉制度について情報提供を行う。	1	・関係機関と連携を図り、被害者の状況に合った福祉制度などの情報提供を行っている。		
84	8 被害者への総合的な支援	福祉制度を活用した支援の実施	各種福祉制度の活用	35	びゅあ総合	・被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行い、具体的手続きについて情報提供、助言を行う。 ・法テラスなどの法律相談に関する情報、介護サービス、障害者サービス、外国人支援制度について情報提供を行う。	1	・市町村や関係機関との連携調整を図りながら、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を適切に行うとともに、具体的手続きについて情報提供、助言を行った。 ・被害者の状況に応じて、びゅあ法律相談、県無料法律相談、法テラスなどの法律相談に関する情報、介護サービス、障害者サービス、外国人支援制度について情報提供を行った。		
85						35	女性相談所	・被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行い、具体的手続きについて情報提供、助言を行う。 ・法テラスなどの法律相談に関する情報、介護サービス、障害者サービス、外国人支援制度について情報提供を行う。	1	・被害者の自立に必要な生活全般にわたる様々な事項を適切に行い、具体的な手続きを助言している。また市町村や関係機関との連絡調整を行っている。 ・被害者の求めに応じて、法テラス山梨の法律相談窓口に関する情報をはじめ、必要な情報提供を行っている。
86						35	女性相談所	必要に応じ関係機関への同行支援を行い、被害者の負担軽減を図る。	1	・必要に応じ関係機関への同行支援を行い、被害者の負担軽減及び必要な支援を行っている。
87						35	女性相談所	婦人保護施設においては、心身の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行う。	1	・一時保護が長期化（2週間以上）した場合は「婦人保護施設入所」に切り替えて保護し、自立に向けた支援を行っている。
88						35	びゅあ総合	・被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村・民間団体・関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介を行う。 ・自助グループの情報提供による支援を行う。	1	・被害者が地域で安定した生活を送れるよう、市町村・民間団体・関係機関と連携し、被害者の状況に応じた適切な相談窓口を紹介した。 ・県内には自助グループは存在しないので、県外の自助グループに関する情報提供を行った。
89						35	女性相談所	・被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村・民間団体・関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介を行う。 ・自助グループの情報提供による支援を行う。	1	・被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村・民間団体・関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介を行っている。 ・自助グループについて情報提供を行っている。
90	9 就業支援の実施	就業に向けた情報提供・助言	就業に向けた情報提供・助言	36	びゅあ総合	公共職業安定所、職業訓練施設等と連携をとり、被害者に対して就業に向けた情報提供と助言を行う。	1	就業や就業のための訓練が必要な被害者に対しては、公共職業安定所、職業訓練施設等に関する情報をはじめ、就業に向けた情報提供と助言を行っている。		
91				36	女性相談所	公共職業安定所、職業訓練施設等と連携をとり、被害者に対して就業に向けた情報提供と助言を行う。	1	・ハローワークと連携し、就労支援を行っている。また、インターネットでの求人情報を入手し、提供するなど、相談者の便宜を図っている。		
92				36	女性相談所	(女性相談所) ・必要に応じ、公共職業安定所等への同行支援を行うなど、支援に努める。	1	・就労が必要な相談者に対し、ハローワーク及び就労面接に同行するなどの支援を行っている。		



「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」  
【平成27年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）  
2 一部実施した（同上）  
3 実施しなかった

資料 2 - 3

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
93		就業支援機関の活用	就業相談などの制度の活用	36	びゅあ総合	子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談などの制度の活用を促す。	1	母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、職業訓練や就業に向け、継続した支援を行っている。
94	36			女性相談所	子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談などの制度の活用を促す。	1	・子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談などの情報提供を行っている。	
95	雇用関連サービスの提供		36	労政雇用課	就職相談や無料職業紹介など、雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、関係機関と連携した被害者支援を行う。	1	実績：職業相談14,572件、職業紹介7,501件、カウンセリング1,323件ほかハローワークと連携し、雇用関連サービスをワンストップで提供した。 ※被害者のみの件数は集計不可能なため、全利用件数を記載	
96	職業訓練施策による支援		37	産業人材育成課	職業訓練の実施について周知を行うとともに、被害者に情報提供を行う。また、希望者には託児サービスを行う等就業に向けた支援を行う。	1	離職者等を対象にした再就職訓練の実施について周知を図った。また、一部のコースにおいて、託児サービスを設定する等、就職に向けた支援を行った。 ※受講者がDV被害者かどうかは不明	
97	10 住宅確保に係る支援の充実	住宅への入居支援	住宅の確保に係る情報提供	38	びゅあ総合	住宅の確保について情報提供を行う。	1	住宅の確保については、市町村や県住宅供給公社と連携して情報提供を行った。
98				38	女性相談所	住宅の確保について情報提供を行う。	1	・自立支援のためのステップハウスの紹介や公営住宅について適宜情報提供している。
99				38	住宅対策室	被害者が県営住宅に速やかに入居できるよう、空き家情報の提供を行う。	1	被害者に対して、速やかに入居できるように空き屋のある団地を優先して紹介している。
100			県営住宅を活用した入居支援	38	住宅対策室	・被害者が県営住宅への入居を希望する場合は、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、弾力的に運用する。 ・被害者が目的外使用できる県営住宅の住戸の拡大を図る。	1	県営住宅の優先入居者として、取り扱っている。 連帯保証人の所得要件を問わないなど、特例的な扱いをしている。
101			市町村営住宅入居に対する支援	38	住宅対策室	市町村営住宅への優先入居ができるよう市町村に対し、働きかけや情報提供を行う。	1	被害者に対して、優先的に入居ができるよう市町村に対して、情報提供を行っている。
102	11 子どもに対する支援の実施	子どもへの支援の実施	支援情報の提供	39	びゅあ総合	子どもへの就学や保育について情報提供を行うほか、市町村と連携して予防接種や健診等の情報提供も行う。	1	子どもの就学や保育について情報提供を行うほか、子どもとともに遠隔地で生活する被害者については、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在地の市町村において予防接種や健診が受けられることについて、市町村と連携して情報提供を行った。
103				39	女性相談所	子どもへの就学や保育について情報提供を行うほか、市町村と連携して予防接種や健診等の情報提供も行う。	1	・子どもの就学や保育について情報提供をするとともに、市町村と連携して予防接種や健診等の情報提供も併せて行っている。
104			児童生徒の精神的ケア	39	義務教育課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、配偶者からの暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境整備に努める。	1	・H27.5.14 生徒指導担当者会 270名参加 ・H27.6.2 校長研修会 350名参加 ・H27.6.9 教頭研修会 370名参加 ・H27.11.13 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催） において被害者の保護に関する取組などについて要請するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、年間計画に基づいて活動を行った。また、運営協議会等とおして、関係機関との連携を図った。
105				39	高校教育課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、配偶者からの暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境整備に努める。	1	6校の配置SCについては、年間計画に基づいて活動した。要請SCについては、必要に応じて要請されたものに対して派遣を行った。また、SSWを活用し、生活環境の面から支援を行った。

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」  
【平成27年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）  
2 一部実施した（同上）  
3 実施しなかった

資料 2 - 3

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
106	子どもが安心して生活できる環境整備	関係者への周知徹底	関係者への周知徹底	40	県民生活・男女参画課	教育関係者及び保育関係者に対し、研修を通じて、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性・配慮すべき事項について周知徹底を図る。	1	・教職員研修会への参加呼びかけやデートDV防止啓発パンフレットを配布している。
107				40	子育て支援課	教育関係者及び保育関係者に対し、研修を通じて、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性・配慮すべき事項について周知徹底を図る。	1	教育関係者や保育士等の保育関係者、相談対応者を対象に、児童虐待防止研修会の開催及び相談対応についての研修を行った。
108				40	義務教育課	教育関係者及び保育関係者に対し、研修を通じて、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性・配慮すべき事項について周知徹底を図る。	1	・H27.5.14 生徒指導担当者会 270名参加 ・H27.6.2 校長研修会 350名参加 ・H27.6.9 教頭研修会 370名参加 ・H27.11.113 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催） において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。
109				40	高校教育課	教育関係者及び保育関係者に対し、研修を通じて、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性・配慮すべき事項について周知徹底を図る。	1	・生徒指導主事研究協議会において資料を配付し、虐待防止やDV防止に関する留意事項や特性について学校での周知徹底を図ることを指導するとともに、県民生活・男女参画課と連携し、教職員研修会の実施を周知するとともに、参加を促した。
110				40	県民生活・男女参画課	加害者に対する接近禁止命令の制度の趣旨や概要について、教育委員会・学校・保育所等への周知を図る。	1	教職員研修会、実務関係職員研修会、県民講演会等を通じて周知している。
111				40	子育て支援課	加害者に対する接近禁止命令の制度の趣旨や概要について、教育委員会・学校・保育所等への周知を図る。	1	教育委員会を通じて、各学校に接近禁止命令制度の趣旨や概要について周知し、相談者の転校元の学校に、転校先を知らせないことや外部からの生徒の在籍状況照会に回答しないよう要請している。
112			情報等の適切な管理	40	義務教育課	子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図る。	1	・H27.5.14 生徒指導担当者会 270名参加 ・H27.6.2 校長研修会 350名参加 ・H27.6.9 教頭研修会 370名参加 ・H27.11.113 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催） において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。
113				40	高校教育課	子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図る。	1	・生徒指導主事研究協議会において資料を配付し、虐待防止やDV防止に関する留意事項や特性について学校での周知徹底を図ることを指導するとともに、県民生活・男女参画課と連携し、教職員研修会の実施を周知するとともに、参加を促した。
114			関係機関との連携	40	義務教育課	教育委員会及び学校は、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図る。	1	・H27.5.14 生徒指導担当者会 270名参加 ・H27.6.2 校長研修会 350名参加 ・H27.6.9 教頭研修会 370名参加 ・H27.11.113 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催） において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。
115				40	高校教育課	教育委員会及び学校は、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図る。	1	・関係機関との連携は適切に行っている。
116				40	びゅあ総合	接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促す。	1	子どもがいる被害者に対し、接近禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るように促している。
117				40	女性相談所	接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促す。	1	・子どもがいる被害者に対し、接近禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るように促している。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
118				40	警察本部	接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促す。	1	接近禁止命令が発せられた場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促すとともに、学校等の職員と連携し、緊急時の通報等、関係者の安全確保を図った。
<b>基本目標Ⅳ 職務関係者による適切な配慮</b>								
119	12 被害者への配慮	被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底	職務関係者の適切な対応	41	びゅあ総合	不適切な対応で二次的被害が生じないよう手引等を活用し、被害者の立場に立った対応に努める。	1	不適切な対応によって被害者に二次的被害が生じないよう手引等を活用し、常に被害者の立場に立った対応に努めた。
120				41	女性相談所	不適切な対応で二次的被害が生じないよう手引等を活用し、被害者の立場に立った対応に努める。	1	・手引きを活用し、被害者の立場に立った対応をしている。
121			個人情報保護の徹底の周知	41	びゅあ総合	・被害者や同伴者等の情報を適切に管理し、情報保護に十分配慮するよう関係機関に周知する。 ・市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、被害者の情報保護及びその管理等が図られるよう連絡協議会や研修会等を通じて周知を図る。	1	・センターが開催する実務者研修会や関係機関との日常の電話のやりとり等を通じて、被害者や同伴者等の情報を適切に管理し、情報保護に十分配慮するよう関係機関に周知した。 ・市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、被害者の情報保護及びその管理等が図られるよう周知を図った。
122	13 職務関係者の資質向上のための取組の実施	職務関係者の資質向上	職務関係者の育成	42	びゅあ総合	関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象として必要な研修を実施し、職務関係者の資質向上を図る。	1	県内のDV被害者支援担当者、警察関係者、弁護士、民間活動団体等を対象とした「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」を開催した。 ・6月24日（水） 基調講演「東日本大震災の宮城で、DV・性暴力被害者支援をつづけて」 講師：八幡悦子（NPO法人ハーティ仙台代表理事） ・7月2日（木） 実務者研修① 「こどもを守る」 講師：角田広美（県中央児童相談所児童虐待対策幹） ・7月2日（木） 実務者研修② 「都留市宝の山での取り組み～里山でこどもたちの生きる力を養う」 講師：千野洋見（FTCアドボカシーセンター相談員）、佐藤洋（都留市産業観光課主査） 7月22日（水）実務者研修③④ 「支援者として必要なこと」 講師：鈴木純子（東京都相談員、被害者支援研修講師）
123				42	女性相談所	関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象として必要な研修を実施し、職務関係者の資質向上を図る。	1	・アドバイザー派遣事業で、関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象とした研修会を開催している。
124				42	びゅあ総合	職員を専門研修に派遣するとともに、ケース検討等を通じ、能力の習得に努める。また、相談員の心身の健康に配慮する。	1	内閣府等が開催する専門研修に派遣するとともに、ケースへの対応に当たっても弁護士を交えて、法律的な知識の習得に努めるなど相談員の資質向上を図った。
125				42	女性相談所	職員を専門研修に派遣するとともに、ケース検討等を通じ、能力の習得に努める。また、相談員の心身の健康に配慮する。	1	・専門研修に参加したり、所内でケース検討会や研修会などを実施し、相談技術の向上・習得に努めている。また、心身の健康状態にも配慮している。
126				42	警察本部	警察職員に対し、研修の実施及び人材育成等を行う。	1	暴力の特性等に理解を深めるため、各種教養の機会を通じ、警察職員に対する研修の実施と人材の育成を図った。
127			組織的対応の推進	42	県民生活・男女参画課	研修会や会議等において情報の共有化、関係機関における職務関係者の資質向上や相談員の負担軽減等の組織的な対応を推進する。	1	研修会、講演会及び関係者連絡協議会を通じて資質向上・組織的対応の推進を行っている。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
128				42	子育て支援課	研修会や会議等において情報の共有化、関係機関における職務関係者の資質向上や相談員の負担軽減等の組織的な対応を推進する。	1	市町村等関係機関の実務担当者を対象に実務者会議を開催し、ネットワーク体制の推進を図った。 また、具体的な事案に即した個別のケース検討会型の研修会を開催し、相談対応者の資質向上を図った。その他、山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会では、最近の被害状況や傾向について情報共有を行った。
<b>基本目標V 施策推進のための連携体制の強化</b>								
129	1.4 関係機関との連携協力	関係機関連絡協議会等の開催	関係機関連絡協議会の開催	43	県民生活・男女参画課	関係機関連絡協議会を開催し、意見や情報の交換を通じて連携の強化を図る。	1	関係する機関が、互いに認識を共有し連携を図るため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催した。 (H27.9.8 会場：県庁防災新館4階403会議室)
130			実務者会議等の開催	43	女性相談所	市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、ネットワーク体制の強化を図るとともに、個別ケース検討会議を開催する。	1	・市町村等関係機関の実務担当者を対象に、実務者会議を開催し、ネットワーク体制の推進を図っている。また、具体的な事案に即した個別のケースを取り上げ、ネットワーク体制の整備の重要性について確認する会議を開催している。
131		被害者支援のためのネットワークの強化	配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化	44	県民生活・男女参画課	配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察・学校・裁判所等との連携、自立支援については福祉事務所・市町村・公共職業安定所等との連携等、関係機関が相互に連携を図るよう努める。	1	関係者連絡協議会において関係機関相互の連携を図っている。
132				44	子育て支援課	配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察・学校・裁判所等との連携、自立支援については福祉事務所・市町村・公共職業安定所等との連携等、関係機関が相互に連携を図るよう努める。	1	危害が加えられるおそれが高い場合、相談者には、警察に相談し安全確保が図られるよう情報提供するとともに、警察へ警戒措置を依頼する等、連携した対応を行っている。その他、必要に応じて、学校、裁判所等関係機関に連絡し、被害者の安全確保に努めている。また、自立支援についても福祉事務所、市町村、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、総合的な支援に努めている。
133	1.5 市町村における支援体制の強化	市町村への支援の推進	基本計画及び配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進	45	県民生活・男女参画課	市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことについて、市町村に働きかけるほか、国や県の取組について情報提供や助言に努める。また、市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には、支援を行うとともに、県と市町村との役割分担など業務の調整に努める。	1	市町村担当者研修会で呼びかけを行い、市町村に対して国や県の取組を説明しながら、基本計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置を促している。
134				45	子育て支援課	市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことについて、市町村に働きかけるほか、国や県の取組について情報提供や助言に努める。また、市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には、支援を行うとともに、県と市町村との役割分担など業務の調整に努める。	1	市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことについて、市町村に働きかけるほか、国や県の取組について情報提供や助言に努めている。また、実務者会議を開催し、県と市町村との役割分担について調整を行った。しかし、市町村の配偶者暴力相談支援センター設置には至っていない。
135			窓口における円滑な手続きの推進	45	県民生活・男女参画課	市町村内の手続き一元化について会議・研修等を通して働きかける。	1	関係者連絡協議会において、意見交換等を行った。
136			人材育成に向けた支援	45	県民生活・男女参画課	市町村職員に対し、必要な研修の機会を提供する。	1	教職員研修会、実務関係職員研修会、県民講演会等を実施している。
137				45	女性相談所	実務者会議等を行うとともに、専門家等の人材を活用する等市町村担当者の資質向上を図る。	1	・市町村等関係機関の実務担当者を対象に、実務者会議を開催し、ネットワーク体制の推進をはかった。また、面接の技法等についての研修会を開催した。
138	1.6 民間団体等との連携と協働	民間団体等との連携の促進	関係連絡協議会を通じた連携	46	県民生活・男女参画課	関係機関連絡協議会を通じて、県医師会や歯科医師会、民間団体等に理解と協力を求める。	1	関係者連絡協議会において、説明を行い、協力をお願いしている。
139			実務者会議を通じた連携	46	女性相談所	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会実務者会議」を通じて、民間団体と支援の連携を図る。	1	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会実務者会議」を通して、民間団体と支援の連携を図った。

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」  
【平成27年度実施状況】

1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）  
2 一部実施した（同上）  
3 実施しなかった

資料2-3

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画掲載頁	担当課	施策の方向	平成27年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、 また、実施できなかった理由などを記入してください。)
140			効果的な広報啓発に向けた協力	46	びゅあ総合	様々な民間団体と連携を図りながら、より効果的な広報啓発を行う。	1	「女性の人権サポートくろーばー」や「やまなし女と男ネットワーク」などの民間団体と連携を図りながら、広報啓発を行った。
141		民間団体等と連携した人材の育成	研修会等への案内	47	女性相談所	専門的な研修や、ケース検討会への参加勧奨等、連携に努める。	1	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会実務者会議」や研修会などを通して、民間団体と支援の連携を図った。
142				47	県民生活・男女参画課	研修会等は、民間団体とも連携を図りながら、効果的な研修の場となるよう工夫する。	1	実務職員研修会、県民講演会への参加を民間団体等に積極的に呼びかけ、その都度、国・県の情報等を提供した。
143	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	苦情の適切かつ迅速な処理	職務への反映及び申立人への説明	48	びゅあ総合	申し出のあった苦情には、適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努める。また、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努める。	1	苦情の実績はないが、苦情の申し出があった場合には、苦情対応マニュアルに基づき適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて改善に努めることとしている。また、処理結果についても原因報告、解決策の提示などにより申立人に対する説明責任を果たすこととしている。
144				48	女性相談所	申し出のあった苦情には、適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努める。また、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努める。	1	・苦情があった場合に適切迅速に処理できるよう、第三者委員会に対して定期的に保護施設利用状況などを報告している。また、処理結果についても申立人に報告する体制も整備されている。 (H27年度 苦情 0件)
145				48	警察本部	申し出のあった苦情には、適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努める。また、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努める。	1	申し出のあった苦情について、組織的で適切かつ迅速に対応し、必要に応じて、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努めた。
146	18 調査研究の推進	被害者保護に関する調査	被害者の相談・保護事例の分析	49	びゅあ総合	秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てる。	1	相談業務を行うに当たっては、常に秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てるよう努めている。
147				49	女性相談所	秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てる。	1	・秘密を保持し、被害者支援を有効にするために、被害の実態を的確に把握することに努めている。
148		加害者更正に向けた調査研究	加害者への対応についての研究	49	県民生活・男女参画課	加害者の更正のための指導について、危険性に留意しながら調査研究を行う。また、国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努める。	1	国の調査研究の動向や他県の状況について情報収集に努めて、関係機関等へ情報提供を行っている。
149				49	子育て支援課	加害者の更正のための指導について、危険性に留意しながら調査研究を行う。また、国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努める。	1	国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努めている。